

議案第13号

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>4 略</p>

改正要旨

1 改正の理由

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が昨年6月27日に、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年1月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 保証人の設定及び貸付利率の変更（第14条関係）

保証人について、政令の一部改正によって、保証人に関する規定が削除されたことに伴い、町条例において保証人に関する規定を定めるとともに、貸付利率についても法律の一部改正により、市町村の政策判断において独自に設定することが可能となったことから、貸付利率を保証人の有無に連動させて設定することで被災者のニーズに応じた災害援護資金の貸付けが実施できるよう変更するものです。

(2) 償還方法の追加（第15条関係）

被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、政令の一部改正によって、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に、月賦償還による償還方法が追加されたことに伴い、半年賦償還とともに追加するものです。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。